

第25期 名古屋市消費生活審議会 公募委員を募集します

市長の附属機関である名古屋市消費生活審議会では、「名古屋市消費生活条例」に基づき、市民の消費生活の安定・向上を図るための施策に関して審議を行っています。

このたび、市民の立場から幅広いご意見をいただくため、審議会の委員を募集します。

◆委員の任務

年1～4回程度、平日の昼間に開催される会議に出席し、施策に関し意見を述べていただきます。

- ・審議会は、学識経験者、消費者、事業者又は事業者団体の代表者の20人以内で組織されます。
- ・会議の回数は、審議内容により変動があります。
- ・会議出席時には、定められた報酬をお支払いします。

◆募集人員

若干名

◆委員の任期

令和7年6月1日から2年間

◆応募資格

次のすべての条件を満たす方

- 1 委嘱時（R7.6.1）に、満18歳以上であること
- 2 名古屋市内に在住又は在勤・在学であること
- 3 名古屋市の附属機関の委員でないこと
- 4 名古屋市職員でないこと

～名古屋市消費生活条例～

昭和51年6月施行。消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市、事業者等の果たすべき責務及び消費者等の役割を明らかにするとともに、消費者の地位の向上を促進するための基本的施策その他必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的としている。

◆応募方法

次の①及び②の書類を併せて、下記の応募先へ郵送、メール又は直接持参によりご提出ください。

- ① 「名古屋市消費生活審議会委員応募申込書」（この案内の裏面）
- ② 「小論文」 テーマ：「将来の消費者行政に期待することや市民の役割について」
800字程度 書式は自由

応募の締め切りは令和7年2月13日（木）です（当日消印有効）。

※直接持参の場合は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

※応募いただいた書類はお返しできません。

※ご記入いただいた個人情報については、今回の委員選考以外の目的で使用することはありません。

◆選考方法

提出いただいた書類により第一次選考を行い、選考結果は応募者全員にお知らせします。その後、第一次選考合格者を対象に、面接により第二次選考（令和7年3月19日（水））を行い決定します。

【応募先】名古屋市 スポーツ市民局 消費生活課

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号（伏見ライフプラザ11階）

電話（052）222-9679 FAX（052）222-9678

電子メール a2229679@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

※申込書は名古屋市ウェブサイトにも掲載 <https://www.city.nagoya.jp/> 「暮らしの情報>イベント・募集の情報>募集」

名古屋市消費生活審議会委員応募申込書

名古屋市消費生活審議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな			
氏 名		性 別	
生年月日	年	月	日 (歳)
住 所 等	〒 ー		
	電話番号 () ー		
	FAX 番号 () ー		
	電子メールアドレス		
勤務先または 通学先	〒 ー		
〔名古屋市内に在住〕 でない場合に記入			
職 業			
応募動機			
〔必ずご記入〕 ください			

※ 必ず次のテーマの小論文を添えてご提出ください。

「将来の消費者行政に期待することや市民の役割について」(800字程度、書式は自由)